

令和4年8月12日

---

---

## 【市独自】「住民税均等割のみ課税世帯等臨時特別給付金」を支給します。

---

---

国の住民税非課税世帯等臨時特別給付金の対象とならない世帯のうち、世帯構成員が「令和4年度住民税均等割課税のみの方」等で構成されている世帯を対象として、市独自に生活・暮らしの支援を行うことを目的とした給付を行います。

### <概要>

#### 1. 対象世帯

基準日(令和4年6月1日)に、習志野市の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯構成員全員が「令和4年度住民税均等割のみ課税」である世帯、または、「令和4年度住民税非課税の方」と「令和4年度住民税均等割課税のみの方」で構成されている世帯。

※令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金(1世帯10万円)の受給世帯及び受給対象世帯を除きます。

#### 2. 給付金額

一世帯当たり：50,000円

#### 3. 支給方法

対象となる世帯に対して確認書類を送付。書類の内容を確認し、必要事項を記載の上、郵送または窓口にて市に提出。給付金は口座振り込みとなります。

#### 4. スケジュール

令和4年	8月15日(月)	コールセンター開設
	9月1日(木)	対象世帯に確認書類発送、受付開始
	9月21日(水)	1回目の給付金支給予定日
	11月30日(水)	受付期間終了

#### ※コールセンター

電話番号：047-409-2661

開設時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日曜、祝日を除く)

問合せ先  
健康福祉部生活相談課  
電話：047-489-5302